

東京都十一市競輪事業組合  
競争入札参加者心得

東京都十一市競輪事業組合

平成24年7月

## 東京都十一市競輪事業組合競争入札参加者心得

### (趣旨)

第1条 この心得は、東京都十一市競輪事業組合（以下「組合」という。）が行う一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者が守らなければならない事項を定めるものとする。

### (欠格事項)

第2条 次の各号の一に該当する者は、競争入札に参加する資格がないものとし、(3)から(9)の各号の一に該当する者には、入札参加排除措置を勧告する。ただし、管理者が特別の理由があると認めたものを除く。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (4) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (5) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (7) 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者
- (8) 警察からの情報提供等により、事業を営む個人又は法人の役員若しくは使用人（以下「事業者」という。）が、次の各号の細分の一に該当すると認められる者。なお、ここでいう「暴力団」とは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団をいい、「暴力団員等」とは、同法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
  - ア 暴力団員等である者又は暴力団員等が事業者の経営に実質的に関与している者
  - イ 自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って暴力団の威力若しくは暴力団員等の利用等をしている者
  - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等、暴力団の維持、運営等に協力し、又は関与している者
  - エ 前各号の細分に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると明らかに認められる者
  - オ 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第4項に規定する下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約において、当該契約の相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、前各号の細分のいずれかに該当する者であると知りながら、当該契約を締結した者
- (9) (3) から (8) の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を入札又は契約の履行代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(10) 入札参加排除措置の勧告を最後に受けた日から2年を経過せず、再度入札参加排除措置の勧告を受けた者

(11) 入札参加排除措置の勧告を最後に受けた日から2年を経過し、入札参加排除措置の解除を申し出ない者

第3条 競争入札の参加者について、経営、資産、信用の状況の変動により、契約の履行がなされない恐れがあると認められる事態が発生したときは、当該入札の参加を取り消すことがある。

#### (入札保証金)

第4条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、その見積もる契約金額（単価による入札にあたっては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の100分の3以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部の納付を要しない。

(1) 入札参加者が、保険会社との間に組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 競争入札の公告又は指名の通知（以下「指名通知」という。）において、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

#### (入札保証金の納付に代わる担保)

第5条 前条の規定による入札保証金の納付は、次の表の左欄に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。この場合において、当該担保の価値は、担保の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に定めるところによる。

担 保 の 種 類	担 保 の 価 値
国 債	政府ニ納ムベキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治41年勅令第287号）の例による金額
地 方 債	
銀行が振り出し又は支払保証をした小切手	小 切 手 金 額
銀行の支払保証	その 保 証 す る 金 額
前各欄に掲げるもののほか、管理者が确实と認めるもの	管 理 者 が 適 正 と 認 め た 金 額

2 入札参加者は、国債又は地方債を入札保証金に代わる担保として提供する場合において、当該債券が、国債ニ関スル法律（明治39年法律第34号）の規定により登録された国債又は社債等登録法（昭和17年法律第11号）の規定により登録された地方債であるときは、当該債券を質権の目的となしたことにつき、登録機関に登録をなし、その登録済通知書又は登録済証の提出により債券の提供に代えることができる。

3 入札参加者は、銀行の保証を入札保証金に代わる担保として提供する場合は、当該保証を証する書面を提出しなければならない。

#### (入札保証保険証券の提出)

第6条 入札参加者は、組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出

しなければならない。

#### **(入札保証金等の納付方法)**

第7条 入札保証金は、組合の発行する納付書により、納付しなければならない。

- 2 会計管理者は、入札保証金の納付があったときは、入札保証金預り書を当該納入者に交付する。
- 3 前2項の規定は、入札保証金の納付に代えて有価証券を担保として提供する場合について準用する。

#### **(入札の基本的事項)**

第8条 入札参加者は、組合から提示された図面、仕様書、内訳書、契約書案その他契約締結に必要な条件を検討のうえ、入札しなければならない。

- 2 図面、仕様書、内訳書等に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が提示された書面等の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。
- 3 第1項の入札は、総価により行わなければならない。ただし、公告又は指名通知において単価によるべきことを指示した場合においては、その指示するところによる。

#### **(公正な入札の確保)**

第9条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

#### **(入札)**

第10条 入札参加者は、別記様式による入札書に必要な事項を記載し、記名押印（あらかじめ届け出た印鑑に限る。）のうえ、封をして、あらかじめ確認通知又は指名通知において示された日時及び場所において、組合職員の指示により提出しなければならない。ただし、別に指示された場合は、それに従うものとする。

- 2 入札は、代理人に行わせることができる。この場合においては、当該代理人をして入札前に委任状を提出させなければならない。ただし、あらかじめ、期間を定めて委任状を提出してある場合は、この限りでない。
- 3 前項の規定により代理人が入札を行った場合においては、当該入札書に必ずその者の住所、氏名を記入して押印するものとする。

#### **(入札書の書換え等の禁止)**

第11条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

#### **(開札)**

第12条 開札は、入札の終了後、直ちに、当該入札場所において入札者を立ち合わせて行う。

- 2 入札者は、前項の開札に立ち会わなければならない。
- 3 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない組合職員を立ち合わせる。

### (入札の無効)

第13条 次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者のした入札
- (2) 所定の日時までに所定の入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下本）を納付しない者のした入札
- (3) 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名若しくは押印のないもの
- (4) 同一事項の入札について2通以上の入札書を提出した者の入札で、その前後を判別できないもの又はその後発のもの
- (5) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者に係る入札
- (6) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- (7) 一定の金額で価格を表示していない入札
- (8) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記した入札
- (9) 前各号のほか、特に指定した事項に違反した者の行った入札

### (落札者)

第14条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格又は最高の価格（売払いの場合）をもって入札をした者を落札者とする。ただし、工事又は製造の請負の場合においては、次条及び第16条の定めるところにより予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者以外の者を落札者とすることがある。

### (最低価格の入札者以外の者を落札者として出来る場合)

第15条 工事又は製造の請負の競争入札の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者の当該入札に係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

### (最低制限価格の設定)

第16条 工事又は製造の請負の競争入札の場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

### (再度の入札)

第17条 開札時、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（前条の規定により最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき。）は、直ちに再度の入札を行う。

- 2 前項の再度入札の回数は、原則として2回以内とする。
- 3 再度の入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者のうち、当該入札が第13条の規定により無効とされなかった者及び最低制限価格以上の価格で入札した者に限る。

### **(再度入札の入札保証金)**

第18条 前条の規定により再度の入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）をもって再度の入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

### **(くじによる落札者の決定)**

第19条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務に関係のない組合職員がくじを引く。

### **(入札の結果)**

第20条 開札時、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に知らせる。この場合において、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときは、その者に落札者となった旨を通知する。

### **(契約書の作成)**

第21条 落札者は、落札者となった旨の通知を受けた日から起算して5日以内に、契約書（契約書の作成を省略する場合にあっては、請書）を作成し、記名押印のうえ、函面、仕様書及び内訳書を添えて提出しなければならない。

2 前項の期間は、組合において必要があるときは、あらかじめ、公告又は指名通知において指示するところにより伸縮することがある。

3 前2項の期間内に契約書（契約書の作成を省略する場合にあっては、請書）を提出しないときは、落札はその効力を失うことがある。

4 組合は、契約書の提出があったときは、管理者が当該契約書に記名押印し、その一部を落札者に返付する。

### **(契約書の作成の省略)**

第22条 契約書の作成を省略する場合は、あらかじめ、公告又は指名通知において指示する。

2 前項の規定により契約書の作成を省略する場合には、請書を徴する。

### **(契約の確定)**

第23条 契約書を作成する契約にあっては、当該契約は組合と落札者の双方が記名押印したときに確定する。

### **(入札保証金等の返還)**

第24条 入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下本条において同じ。）は、落札者に対しては契約保証金の納付後（契約保証金の納付に代えて担保が提供される場合は当該担保の提供後）、その他の者に対しては落札者の決定後返還する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるところにより入札保証金を返還する。ただし、落札者以外の者に対しては、この限りでない。

(1) 契約保証金の全部を納めないこととした場合においては、契約の確定後

(2) 契約書の作成を省略し、かつ、契約保証金の全部を納めさせないこととした場においては、請書の提出後

3 落札者以外の者が入札保証金の返還を受ける場合においては、入札保証金預り書を会計管理者に提出するものとする。ただし、有価証券以外の担保の提供をもって入札保証金の納付に代えた場合は、この限りでない。

#### **(入札保証金に対する利息)**

第25条 入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間に対する利息の支払を請求することができない。

#### **(入札保証金の没収)**

第26条 入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供される担保を含む。）は、組合に帰属する。

#### **(契約保証金)**

第27条 落札者は、契約金額（単価による契約にあっては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の100分の10以上の契約保証金を契約書（契約書の作成を省略する場合にあっては請書）の提出前に納付しなければならない。ただし、次の各号の掲げる場合においては、その全部又は一部の納付を要しない。

- （1）落札者が保険会社との間に組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- （2）物品の売払契約で、売払代金が既納されるとき。
- （3）公告又は指名通知において、その全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

#### **(契約保証金に代わる担保等についての入札保証金の規定の準用)**

第28条 第5条及び第25条の規定は、契約保証金について準用する。

#### **(履行保証保険証券の提出)**

第29条 落札者は、組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結して契約保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

#### **(契約保証金の納付方法)**

第30条 契約保証金は、組合の発行する納付書により、契約書（契約書の作成を省略する場合に合っては、請書）の提出前に、当該納付書に記載された場所において納付しなければならない。

#### **(利札の還付)**

第31条 利札付債券を契約保証金の納付に代えて担保として提供した者は、当該担保の提供後において利払期日が到来した利札の還付を請求することができる。

#### **(議会の議決を経なければならない契約)**

第32条 工事又は製造の請負で予定価格が1億5,000万円（財産の取得は、2,000万円）以上の契約については、東京都十一市競輪事業組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和52年条例第3号）の定めるところにより東京都十一市競輪事業組合議会の議決を経たうえ、契約を確定させる。

第33条 指名を受けたものが入札の辞退をした場合、以後指名等について何ら不利益な取扱いを受けることはない。この場合において辞退者は入札辞退届を作成し提出しなければならない。